

司法救済制度の充実

《これまでの取組》

○裁判手続きの改善

・平成 8 年に、著作権法の改正により、著作権侵害行為による損害額の計算にあたり、裁判所が被告に対して、必要な文書の提出を求められる制度を導入。

・平成 12 年に、著作権法の改正により、以下の改善を実施。

- ・原告が「損害額」を詳細に計算できない場合に、裁判所が具体的な事情を考慮して「額の認定」を行える制度を導入。
- ・著作権侵害の有無の判定にあたり、裁判所が被告に対して必要な文書の提出を求められる制度を導入。
- ・裁判所が損害額の鑑定を命じた場合に、侵害者が鑑定人に対して事情を説明する義務を付加。

○罰則の強化

- ・昭和 59 年に、著作権法の改正により、著作権侵害を行った場合の上限額を引き上げ（30万円から 100 万円など）。
- ・平成 8 年に、著作権法の改正により、著作権侵害を行った場合の上限額を引き上げ（100 万円から 300 万円など）。
- ・平成 12 年に、著作権法の改正により、法人が著作権侵害を行った場合の罰金の上限額を引き上げ（300 万円から 1 億円）。

平成13年12月、審議経過の概要(著作権法制に関する基本的課題)に盛り込まれた事項

○ 司法救済制度の見直し

著作権等の侵害に関する司法救済については、情報技術の進展に伴い、著作物等の利用形態の多様化が進むにしたがい、権利侵害行為自体を捕捉・立証することや、損害額を計算・立証することが極めて困難になってきており、著作者等の権利の実効性を確保するためには、司法救済制度の基本的な部分について検討を行う必要があるのではないか。

○ 間接侵害規定の導入の必要性

権利の実効性を確保するため、権利侵害を行う者に対して当該行為の場所や手段を提供する者に関し、著作権法に間接侵害一般に関する規定を導入することの可否・必要性等について、検討する必要があるのではないか。

○ 情報技術の発達に伴う権利侵害に対する救済の在り方

個々の権利侵害行為の把握・立証が困難になってきていることに伴い、侵害を事前に予防する技術を活用する必要性が増大していることから、このような予防技術の回避等を防止するために、今後出現する新たな予防技術の動向も見極めつつ、どのような救済措置を法制度として設けるべきかについて、検討する必要があるのではないか。

○ 裁判外紛争処理の在り方

著作権法には、裁判外紛争処理に関して、「あっせん」に関する規定があるが、従来必ずしも有効に活用されていないとの指摘もあり、日本知的財産仲裁センターなどの既存の取組みや、W I P O 仲裁・調停センターの状況も踏まえつつ、法制面での対応の必要性等について検討を行う必要があるのではないか。